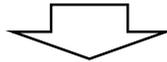


# 大阪市建築基準法施行条例改正のお知らせ

建築基準法の改正により、準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等は建蔽率制限が10%緩和されることに伴い、大阪市建築基準法施行条例で定める建築物の防火規制を改正します。  
(条例本文はこちらのURLに掲載します ⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000119044.html>)

対象地域・・・第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 建蔽率80%が指定されている準工業地域	・防火地域は除く
施行日・・・改正法の施行日と同日	

現行		
建蔽率が60%*以下の場合		
木造・その他	準耐火建築物	耐火建築物
	500㎡超 (又は3階)	1,500㎡超 (又は4階以上)
建蔽率が60%*を超える場合		
準耐火建築物	耐火建築物	
全ての建築物	500㎡超 (又は4階以上)	



改正後		
建蔽率が60%*以下の場合		
木造・その他	準耐火建築物等*	耐火建築物等*
	500㎡超 (又は3階)	1,500㎡超 (又は4階以上)
建蔽率が60%*を超え、80%*以下の場合		
準耐火建築物等*	耐火建築物等*	
全ての建築物	500㎡超 (又は4階以上)	
建蔽率が80%*を超える場合 ・今回追加		
耐火建築物等*		
全ての建築物		
(等*) ...改正法による耐火建築物・準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を持つ建築物		

(\* 一定条件を満たす角地等の場合、60%→70%、80%→90%と読み替える)